

再意見書

2003年9月10日

1 飯田さんの意見書と被告準備書面の基本的な誤り

飯田孝夫さんが「意見書」を書かれたとのことで、楽しみにして拝読しました。また、その飯田さんの意見書を受けて作成されたものと思われる被告準備書面（2003年7月9日付）も読みました。それらは主として私の「意見書」を批判することを趣旨として書かれていますので、批判にお応えします。

飯田さんの「意見書」の冒頭に「放射線防護上看過できない過誤」とあり、心して読みましたが、一言で感想を言えばがっかりしました。むしろ、飯田さんの「意見書」こそ誤りです。瑣末な議論や揚げ足取りなどは飯田さんらしくないと思いました。それらのうちの幾つかについてはこの「再意見書」の4で取り上げますが、飯田さんの「意見書」の基本的な誤りは以下の2点です。

1. 本件訴訟で争われている方面地区には被告の「敷地」は1坪たりともない。
2. 放射線被曝には「安全量」はなく、我慢できるかどうかを決めるのは被曝をさせる側でなく受ける側である。

以下、まずはその2点について述べます。

2 方面地区には被告の敷地はない

飯田さんは1時間あたりの放射線量率を年間の線量に換算するに当たって、私が1日24時間、1年365日被曝すると仮定したことを批判しています。仮に現場が被告の「敷地」であり、そこで働く労働者の労働時間を管理できるような場合には、年間の被曝線量を評価するにあたって、妥当な仮定の下に労働時間を使っていいと私も思います。しかし、裁判で争われているのは純粋な民有地なのです。その土地は長年にわたって住民が返却を求め続けている土地で、土地の賃貸契約すら拒否されています。完璧な民有地で住民がその場に家を建てて四六時中滞在することもできるのですから、被曝時間は1日24時間、1年365日として評価する以外ありません。

また、被告はいかにも現在もきちんと放射線の管理をしているかのように主張していますが、住民が被告に放射線の測定を認めているのは、危険物が置き去りにされている限り、住民としてはどうしても恐ろしさを感じるからに他なりません。賃貸契約を拒否してもなお被告に放射線の測定をさせざるを得ない住民たちの苦衷を考えれば、一刻も早くそのような測定が必要なくなるように危険物そのものを除去するのが道理というものです。

被告準備書面も本件の土地を「敷地」と称していますが、方面地区には被告の土地は1坪たりとも存在しません。飯田さんも被告もその事実を意図的に無視していますが、事実に基

づかないいかなる議論も誤りです。

3 被曝に安全量はない

被曝の危険性についての考え方においても飯田さんは基本的な誤りを犯しています。飯田さんが言っているのは結局「微量の放射線被曝は我慢できる」ということにすぎません。

まず、飯田さんはICRPを引き合いに出しながら、放射線の被曝は微量であれば安全であるかのように書いています。たしかに飯田さんが書いているようにごく微量の放射線については、どれだけ危険があるかについて科学的に決定的な証拠はありません。しかし、それは科学の基本的な性格に根ざしています。科学はあらゆることを明らかにできるわけではなく、できることもできないこともあります。決定的な証拠のないことについては、それまでに得られている証拠を使って推論する以外にないのが科学の宿命です。そして、微量放射線の影響に関しては、放射線の発見から現在に至るまでに少しずつ蓄積されてきた科学的な知見に基づいて、放射線はどんなに微量でも確率的な影響があると考えることになってきたのです。だからこそ法令でも、職業人や一般公衆に対する被曝の許容量（線量限度）を定めています。

したがって、どんなに微量の被曝であっても影響はゼロにならないということをまず認めなければいけません。当然、いかなる汚染も「安全」だなどと主張してはなりません。大切なことは、その汚染は完璧に天然のもので誰にも責任がないことを示すか、あるいはどれだけの汚染がどこから来ているかを示し、誰に責任があるかを示すかのどちらかです。これまで、鳥取県にも岡山県にも人形峠周辺の放射能を調査するための委員会が作られてきましたが、その委員会の目的が「環境の安全を確認する」こととされている点にこそ、今回の飯田さんの誤りと同じ誤りがあります。それに対して私は、「残土置き場から周辺環境への汚染が生じているか否か」という一点だけに注意を集中して調査を進めてきました。

それを立証するために、私は残土堆積場から集落に至るまでのラドン濃度の地図を作りました。また、同じことを土についても行い、堆積場から集落に向かって沢沿いに汚染が広がっていることを地図を描いて示しました。飯田さんは私の意見書に地図が付いていないと書いていますが、私は今回の「意見書」に、ラドンについては鉱口や貯鉱場から集落に至る沢沿いの模式図を示しました。また、沢の底の土についても汚染の広がりが直感的にわかるような図をつけました。その他の私の主張についても、理解して頂くのに十分な記述をしたと私は思います。どうしても正確な位置が必要であるというのであれば、私の報告の原典（「人形峠の汚染の実態と推進派の虚構の論理」、技術と人間 6月号(56-71)1989、「人形峠旧ウラン鉱山周辺のラドン汚染」、技術と人間 11月号(41-54) 1991）を見て下さればいいだけのことです。それらの報告に、すべての測定試料の採取地に付いて、地図をつけて明示してあります。

飯田さんは「少なくとも、屋外で観測されたラドンがすべてたい積場の影響であるかのよう主張することは、自然に存在するバックグラウンドを考慮しておらず、誤りである」と書いていますが、私は観測したラドンのすべてが堆積場から来たなどと主張したことはありません。また、土壌や植物中の放射能がすべて残土に原因がある等という主張をしているわけでもありません。だからこそ、残土堆積場から集落に至るまでの地図を作り、汚染源から順に汚染が広がっていることを示したのです。自然界にバックグラウンドとしての放射能があることは誰もが認める事実であり、当然、私も認めます。私が主張していることはそのバックグラウンドに加えて「堆積場からの汚染が上乘せされている」ということです。そして、飯田さんも「ウラン鉱山跡地からラドンが放出されていることは、確かであり、放出されたラドンが方面地区に達する可能性は否定できない」と最後に結論として書かれています。私の主張は「可能性が否定できない」ではなく、「放出されたラドンが方面地区に達している」ですが、実質的に飯田さんもそのことを「可能性が否定できない」と認めているのです。初めから争うほどのこともありませんが、汚染源がある限り、汚染が周辺に広がっていくことなど科学的にも常識的にも当然のことです。結局、飯田さんと私とで、被告に起因する汚染が方面地区に及んでいるということ自身は争いがないのです。飯田さんは続いて「問題は、これによる何らかの問題（周辺住民への影響）が生じるか否か、あるいは「汚染を広げている」事実があるか否かである」と書き、「世界的なラドン濃度レベルや放射線防護上の知見及び小出氏のデータを分析した範囲では、上記の通り問題となるレベルではないと考える」と書いています。つまり、飯田さんはたいしたことがないのだから我慢しろと言っているのです。しかし、微量の放射線被曝でも危険があり、被曝の可能性が否定できないのであれば、危険があるとまず認めなければいけません。そして、これまでの公害問題でも一番大切なことであったように、我慢できるかどうかは、危険を負わされる人々自身が判断するのであって、危険を負わせる側が言うべきことではありません。

4 その他

飯田さんの意見書および被告準備書面(2003年7月9日付)で取り上げられている瑣末な事柄については、あえて取り上げるほどのものはありませんが、以下、いくつかについてコメントしておきます。

1. 飯田さんは意見書の中で、私が残土堆積場内部での空間ガンマ線量率の値などを、軽水炉の「線量目標値」や放射性廃棄物の「規制免除線量」と比べていることを、「対象の異なる数値を比較しており、これについても不適切」と書かれています。それを受けて被告準備書面も同様の主張を繰り返しています。しかし、対象が違うことなど当た

り前です。比較とはそもそも違う値を比べることで、すでに書きましたように、残土堆積場周辺には被告の敷地は1坪たりともなく、純然たる民有地である以上、その住民が被ばくする可能性のある線量を、現行の法令の規制、あるいは現実の原子力施設が住民に加えないようにしようとしている被曝線量と比較することに何の不都合があるのでしょうか？ 原子力施設からの住民の被曝、あるいは放射性廃物からの被曝を厳しく規制しようとしている時に、放射能でもない、核燃料物質でもないとして野ざらしにされてきた残土から、どうして住民がはるかに大きな被曝を受けねばならないのでしょうか？ ちなみに、被告準備書面の資料2として添付された「発電用軽水型炉施設周辺の線量目標値に関する指針」には以下のように書かれています。

「すなわち、いわゆる公害といわれる騒音その他人工的な現象による環境への放出でもできれば少ないにこしたことはありません。さらに、前述のように、放射線防護上低線量の被ばくについて厳しい考え方に立ってみれば線量は少なければ少ないほど望ましいことであり、また、現代社会においては医療を初めとして、各種の放射線を被ばくする機会が多いことを考えれば、個々の原子力利用施設において法的規制値以下であることをもって足りるとせず低減が行えるところであれば積極的に低減の努力が払われるべきであります。」

2. 私が「意見書」の図7で示したデータについては、被告準備書面が私の引用の仕方が不適切だと指摘しています。私がこれまでに公表してきた報告について被告が大いに関心を示し、精査して下さっていたことが分かり、私としても嬉しく思いました。そして、私が「意見書」で「米」と書いたものが「稲」であり、「モミ」と書いたものが「モミ米」であることは、被告準備書面が指摘するとおりであることを認めます。ただし、被告準備書面は私の主張を歪曲しています。私は「意見書」において、残土置き場の影響を受けた水田と受けない水田とを比較し、影響を受けた水田に生育する稲（そして、その実であるモミ米）の方が、汚染を受けない水田のそれに比べて汚染度が高いことを示しました。さらに被告が、汚染の存在をもともと測定できないような杜撰な測定しかしていないと主張しているのです。被告はその事実に対してこそ反論すべきなのであり、被告が瑣末な揚げ足取りをすることがむしろ被告の苦悩を示しています。

3. 哀れなのは、坑口を閉鎖した後に、私の測定では空気中のラドン濃度が減ったことに対して、それは私の測定が不十分なだけで、実際には減らなかったと吐露しているところです。私は私の測定が十分だと主張しているわけではありません。そうであるからこそ、私自身の測定データに加えて被告の測定データも示しました。私の「意見書」のその部分の記述は以下のようになっています。

「図8あるいは図9に示した私たちの測定では、その後、ラドン濃度がかなり減っ

てきたように見え、坑口の閉鎖は遅きに失したとはいえ、それなりの効果があったように思えた。しかし、1998年の私たちの測定値はまたまた高い値を示したし、何よりも図8に示した動燃自身による測定値はラドン濃度が一向に減らないことを示していて、ラドンの低減対策が一筋縄ではいかないことがわかる。」

こうして、被告自身が認めるとおり、放射能を閉じこめたり、対策をとったりすることはこれほどまでに難しいということなのです。結局、汚染源がそこにある限り、汚染が広がってしまうことは避けられません。住民が残土堆積場に起因する被曝の上乗せを受けないようにするための唯一の方策は原因そのものを除去することです。そして、そうすることが、汚染源を放置しているものの責任だと私は思います。

4. 私の「意見書」の「その他の関連項目」については、被告準備書面は「立証趣旨が不明」と述べています。仕方ないので、再度述べます。核兵器保有国はもちろん、日本もまた一時期原子力に夢を託そうとしました。人形峠も発見当初は「宝の山」とされたのでした。しかし、一時の夢から覚めてみれば、原子力の資源であるウランは資源量が少なすぎました。燃えないウランをプルトニウムに転換して原子力で利用できる資源量を高めようという高速増殖炉は世界的に挫折してしまい、決して実用化しません。後には膨大な廃物が残り、その始末にどれだけのエネルギーが必要かすら科学的に明らかにできないのです。人形峠周辺の残土も、当初ウランを掘るということだけにしか注意が向けられず、正当な注意が向けられないまま野ざらしにされてしまったものなのです。まことに愚かなことであったと私は思います。そしてそれを為したものは原子燃料公社から始まっていずれも国の機関です。国が自らの愚かな選択のつけを住民に押し付けたまま責任逃れしようとすることを許すべきではありません。

また、私の主張に「事実や現状を踏まえていない記述がある」と被告準備書面は述べています。しかし、そもそも被告が列記している主張こそが瑣末な事実や願望をあたかも大切な事実であるかのように書いているだけで、ほとんど意味を成しません。世界と日本の原子力開発が次第に行き詰ってきた歴史がそのことを示しています。願望や建前を事実と取り違えて原子力にのめりこんでしまった歴史を反省することこそ必要です。そして、被告が撤去を約束しながら結局なんらの手も打つこともできない本件訴訟の残土こそ、その必要性を事実として示していると、私は考えます。

以上

追記、「意見書」訂正

1 .

12 頁、上から 10 行目から 11 行目にかけて以下の記述があります。
それが引き起こす放射線障害を相殺するのに **1 分な** 便益を生むのでなければ、採用すべきでない。

「1 分な」は「十分な」の誤りです。

2 .

13 頁の表 2、線量限度の単位が「**シーベルト** / 年」になっていますが、「**ミリシーベルト** / 年」の誤りです。

3 .

14 頁上から 15 行目、「この残土に責任**に**あるもの」とありますが、「この残土に責任**の**あるもの」です

以上